法人で事業を開始する場合

○事業を開始する前日までに、以下の必要書類を揃えた状態で、事務所所在地（事務所がない場合は住居）を管轄する警察署に届け出てください。
○必要書類の詳細は、以下を参考にしてください。
○届出にかかる手数料はありません。（ただし、住民票等を取得する際の料金が発生します。）
○わからないことがあれば、長崎県警察本部人身安全・少年課（℡095-820-0110）または最寄りの警察署へお問い合わせください。

【必要書類】

番号	書類名	備考
1	事業開始届出書 ※「その１～３」までの３枚綴り	様式：ホームページ上に掲載
2	定款の謄本	謄本証明をして提出
3	登記事項証明書（法人）	発行先：法務局
4	ＵＲＬを使用する権限を疎明する資料	ＵＲＬの割り当てを受けた際の通知書の写し等
5	誓約書（法人用）	様式：ホームページ上に掲載
役員全員の右記書類	住民票の写し（本籍記載のもの） ※外国人であれば国籍等記載のもの	発行先：住所地を管轄する市区町村役場
	身分（身元）証明書	発行先：本籍地を管轄する市区町村役場 外国人の場合は「住所地」を管轄する市区町村役場
届出内容に応じて必要となる書類	識別符号付与業務（「事業の利用者が児童（18歳未満）でないこと」を確認する業務）を他の者に委託する場合	追加書類が必要です。 詳しくは以下を確認してください。

識別符号付与業務を「他の者（個人又は法人）」に委託する場合は以下の書類が必要です。

【他の者が「個人」の場合の必要書類】

番号	書類名	備考
1	住民票の写し（本籍記載のもの） ※外国人であれば国籍等記載のもの	発行先：住所地を管轄する市区町村役場
2	誓約書（識別符号付与業務委託：個人委託用）	様式：ホームページ上に掲載
3	身分（身元）証明書	発行先：本籍地を管轄する市区町村役場 外国人の場合は「住所地」を管轄する市区町村役場
4	診断書（ｱﾙｺｰﾙ、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しない旨のもの）	様式がホームページ上に掲載されているので、印字して医療機関を受診し、作成してもらう

【他の者が「法人」の場合の必要書類】

番号	書類名	備考
1	定款の謄本	謄本証明をして提出
2	登記事項証明書（法人）	発行先：法務局
3	誓約書（識別符号付与業務委託：法人委託用）	様式：ホームページ上に掲載
4	役員、識別符号付与業務従事者等、業務に関係のある者全員にかかる右記の書類	1　住民票の写し 2　身元（身分）証明書 3　診断書（要件は個人と同じ）